

議案第56号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

水元体育館の改築及び小菅西公園フットサル場の新設をするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「午後9時30分」を「午後10時30分」に改める。

別表第1 葛飾区水元体育館の項中「体育室 柔道場 剣道場 温水プール トレーニングルーム A会議室 B会議室 C会議室 D会議室」を「メインアリーナ サブアリーナ 第一武道場 第二武道場 温水プール トレーニングルーム フィットネススタジオ 第一会議室 第二会議室 地域交流ホールA 地域交流ホールB 地域交流ホールC」に、「東京都葛飾区水元一丁目19番1号」を「東京都葛飾区水元一丁目23番1号」に改め、同表葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコートの項の次に次のように加える。

葛飾区小菅西公園フットサル場	小菅フットサル場	東京都葛飾区小菅一丁目2番1号	毎月の第4水曜日
----------------	----------	-----------------	----------

別表第1 葛飾区堀切橋フットサル場の項施設の欄中「フットサル場」を「堀切フットサル場」に改める。

別表第2 葛飾区水元体育館駐車場の項中「東京都葛飾区水元一丁目19番1号」を「東京都葛飾区水元一丁目23番1号」に改め、同項の次に次のように加える。

葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場	東京都葛飾区小菅一丁目2番1号	毎月の第4水曜日
-------------------	-----------------	----------

別表第3の2の部中備考以外の部分を次のように改める。

2 葛飾区水元体育館

施設 の種 別	使用単 位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合 の限度額	
		体育目的 で使用す る場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高 校生以上）	小・中 学生
			平日	土曜日	日曜日又は 休日		
メイ ンア リー ナ	第1回	10,200円	40,800円	51,000円	56,100円		
	第2回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第3回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第4回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第5回	15,500円	62,000円	77,500円	85,250円		
	全日	57,200円	228,800円	286,000円	314,600円		
	1人1 回30分 につき					1人に つき125 円	1人に つき25 円
サブ アリー ーナ	第1回	5,000円	20,000円	25,000円	27,500円		
	第2回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第3回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第4回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第5回	7,200円	28,800円	36,000円	39,600円		
	全日	27,700円	110,800円	138,500円	152,350円		
	1人1 回30分 につき					1人に つき125 円	1人に つき25 円
第一 武道 場	第1回	1,800円	7,200円	9,000円	9,900円		
	第2回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第3回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第4回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第5回	2,900円	11,600円	14,500円	15,950円		
	全日	10,400円	41,600円	52,000円	57,200円		

	1人1回30分につき					1人につき125円	1人につき25円
第二武道場	第1回	2,000円	8,000円	10,000円	11,000円		
	第2回	2,500円	10,000円	12,500円	13,750円		
	第3回	2,500円	10,000円	12,500円	13,750円		
	第4回	2,500円	10,000円	12,500円	13,750円		
	第5回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	全日	11,400円	45,600円	57,000円	62,700円		
	1人1回30分につき					1人につき125円	1人につき25円
温水プール	1回30分につき	1コースにつき900円（幼児用プール及び歩行用プールを除く。）				1人につき75円	1人につき25円
トレーニングルーム	1人1回30分につき					1人につき75円	
フィットネススタジオ	第1回	1,200円	4,800円	6,000円	6,600円		
	第2回	1,500円	6,000円	7,500円	8,250円		
	第3回	1,500円	6,000円	7,500円	8,250円		
	第4回	1,500円	6,000円	7,500円	8,250円		
	第5回	1,800円	7,200円	9,000円	9,900円		
	全日	6,700円	26,800円	33,500円	36,850円		
第一会議室	第1回	1,100円					
	第2回	1,400円					
	第3回	1,400円					
	第4回	1,400円					

	第 5 回	1,600円	
	全日	6,200円	
第二 会議 室	第 1 回	1,100円	
	第 2 回	1,400円	
	第 3 回	1,400円	
	第 4 回	1,400円	
	第 5 回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域 交流 ホー ルA	第 1 回	1,100円	
	第 2 回	1,400円	
	第 3 回	1,400円	
	第 4 回	1,400円	
	第 5 回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域 交流 ホー ルB	第 1 回	1,200円	
	第 2 回	1,500円	
	第 3 回	1,500円	
	第 4 回	1,500円	
	第 5 回	1,900円	
	全日	6,800円	
地域 交流 ホー ルC	第 1 回	900円	
	第 2 回	1,100円	
	第 3 回	1,100円	
	第 4 回	1,100円	
	第 5 回	1,400円	
	全日	5,000円	

別表第 3 の 2 の部備考第 1 項を次のように改める。

- 1 表中「第 1 回」とは、午前 9 時から午前 11 時までを、「第 2 回」とは、午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分までを、「第 3 回」とは、午後 2 時から午後 4 時までを、「第 4 回」とは、午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までを、「第 5 回」とは、午後 7

時から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。

別表第3の2の部備考第2項中「体育室、柔道場、剣道場及びD会議室」を「メインアリーナ、サブアリーナ、第一武道場、第二武道場、フィットネススタジオ、第一会議室、第二会議室、地域交流ホールA、地域交流ホールB及び地域交流ホールC」に改め、同項第1号中「午前」を「第1回」に、「6分の1相当額」を「4分の1相当額」に改め、同項第2号中「夜間」を「第5回」に、「7分の1相当額」を「4分の1相当額」に改め、同部備考に次のように加える。

6 メインアリーナの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第3の4の部テニスコート（1面）の項の次に次のように加える。

小菅フットサル場（1面）	650円	2,600円	3,250円	3,570円	
--------------	------	--------	--------	--------	--

別表第3の4の部フットサル場（1面）の項中「フットサル場（1面）」を「堀切フットサル場（1面）」に改め、同表5の部テニスコート（1面）の項の次に次のように加える。

小菅フットサル場（1面）	275円
--------------	------

別表第4葛飾区水元体育館駐車場の項の次に次のように加える。

葛飾区小菅西公園 フットサル場駐 車場	無料	100円	
---------------------------	----	------	--

#### 付 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、別表第1葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコートの項の次に葛飾区小菅西公園フットサル場の項を加える改正規定、同表葛飾区堀切橋フットサル場の項の改正規定、別表第2葛飾区水元体育館駐車場の項の次に葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場の項を加える改正規定、別表第3の4の部の改正規定、同表5の部の改正規定及び別表第4の改正規定は、同年4月1日から施行する。